

市 税 の 概 要

平成26年度版

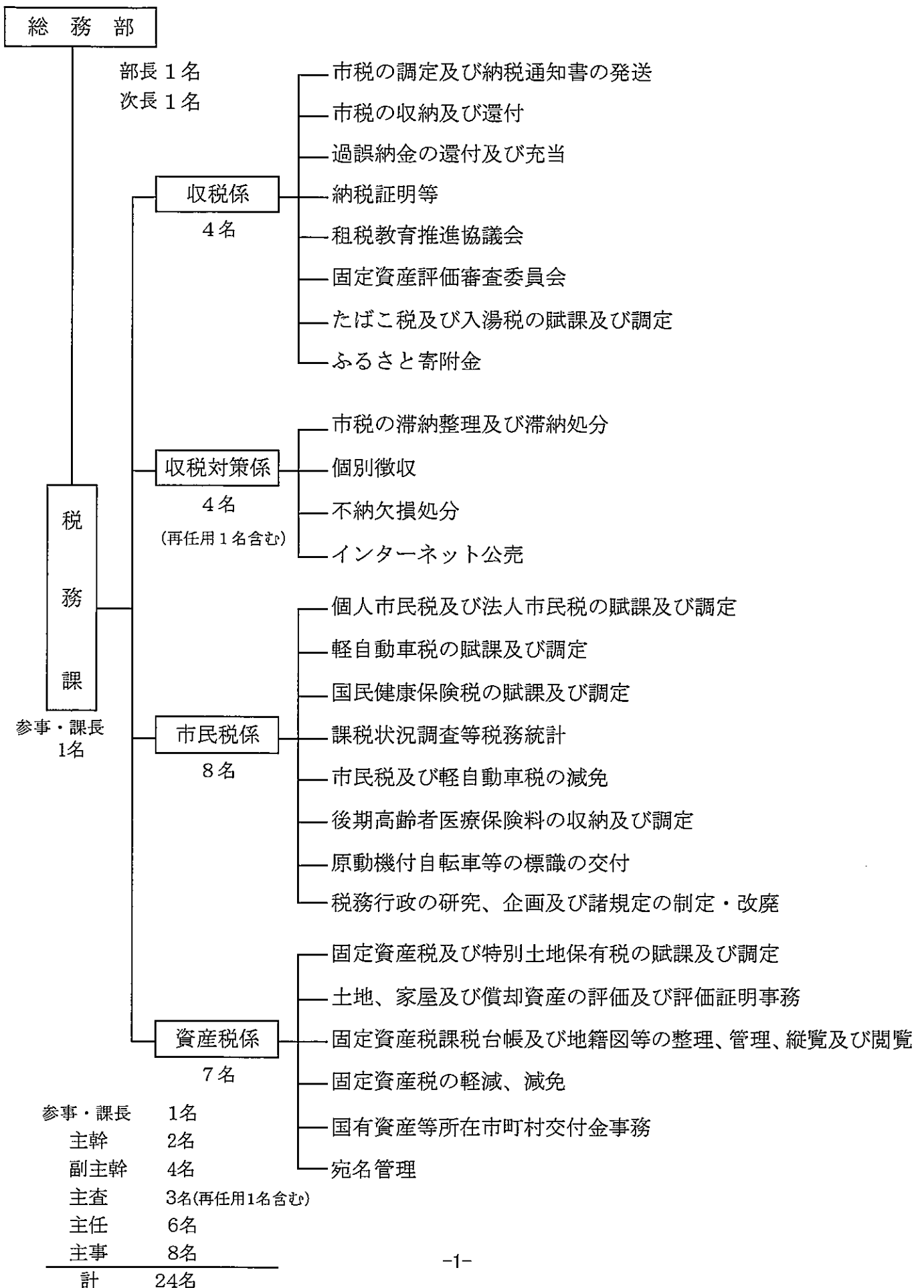
富山県 <sup>なん と</sup> 南 砺 市

# 目 次

1.	税務課機構及び事務分掌 .....	1
2.	平成26年度一般会計歳入歳出予算(当初) .....	2
3.	市税予算の推移(当初) .....	4
	(1)市税(一般会計)	
	(2)国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)	
4.	市税収納状況 .....	5
	(1)市税収納率 (2)国民健康保険税収納率	
	(3)督促状・催告書発送状況	
	(4)県民税徴収取扱委託金の推移 (5)口座振替納付の推移	
5.	滞納整理の状況 .....	7
	(1)滞納処分の執行停止状況	
	(2)不能欠損の推移	
6.	平成26年度市・県民税課税状況(当初) .....	8
7.	平成26年度業種別、個人市民税所得割に関する調 .....	9
	(1)所得割額構成割合(%)の推移	
	(2)1人当たり所得金額と納税義務者数の推移	
	(3)個人住民税額の推移	
8.	法人市民税調定額の推移(最終調定額) .....	11
	(1)均等割の税率と区分別法人数	
	(2)法人税割の税率の推移	
	(3)法人税割額	
9.	固定資産税額の推移 .....	13
	(1)固定資産税調定額の推移 (2)税率の推移	
	(3)固定資産税課税標準額の推移	
	イ. 土地   ロ. 家屋   ハ. 償却資産	
	(4)国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移	
	イ. 国有資産等交付金	
	ロ. 日本郵政公社有資産納付金	
10.	軽自動車税に関する調 .....	16
11.	たばこ税に関する調 .....	17
12.	入湯税に関する調 .....	17
13.	国民健康保険税の概要 .....	18
14.	後期高齢者医療保険料(参考) .....	19
15.	税率一覧表(平成26年度) .....	20
16.	所得等の控除額の一覧表 .....	23

# 1. 税務課機構及び事務分掌

平成26年4月1日現在

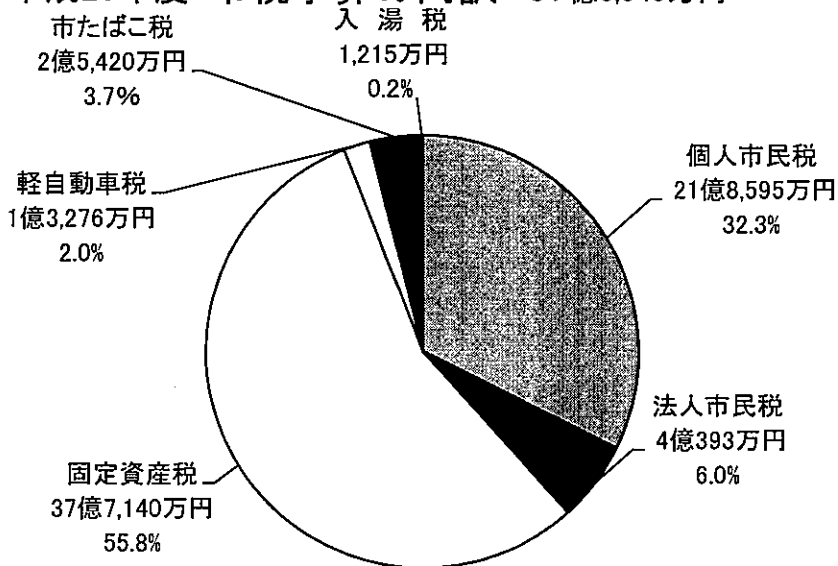


## 2. 平成26年度一般会計歳入歳出予算(当初)

(1) 歳入 住民登録台帳人口；平成26年4月1日現在 54,210人(前年同期622人減)

区分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)	自主財源 (千円)	依存財源 (千円)
1. 市 税	6,760,397	124,708	20.3	6,760,397	
2. 地方譲与税	414,000	7,637	1.2		414,000
3. 利子割交付金	30,000	553	0.1		30,000
4. 配当割交付金	10,000	184	0.0		10,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	4,000	74	0.0		4,000
6. 地方消費税交付金	600,000	11,068	1.8		600,000
7. ゴルフ場利用税交付金	8,000	148	0.0		8,000
8. 自動車取得税交付金	100,000	1,845	0.3		100,000
9. 地方特例交付金	14,000	258	0.0		14,000
10. 地方交付税	14,600,000	269,323	43.8		14,600,000
11. 交通安全対策特別交付金	8,000	148	0.0		8,000
12. 分担金及び負担金	343,926	6,344	1.0	343,926	
13. 使用料及び手数料	328,028	6,051	1.0	328,028	
14. 国庫支出金	2,242,207	41,362	6.7		2,242,207
15. 県支出金	1,929,216	35,588	5.8		1,929,216
16. 財産収入	203,089	3,746	0.6	203,089	
17. 寄附金	2,450	45	0.0	2,450	
18. 繰入金	734,870	13,556	2.2	734,870	
19. 繰越金	50,000	922	0.1	50,000	
20. 諸収入	988,217	18,229	3.0	988,217	
21. 市 債	4,049,600	74,702	12.1		4,049,600
歳入合計	33,420,000	616,491	100.0	9,410,977	24,009,023
			比率%	28.2	71.8

### 平成26年度 市税予算の内訳 67億6,040万円

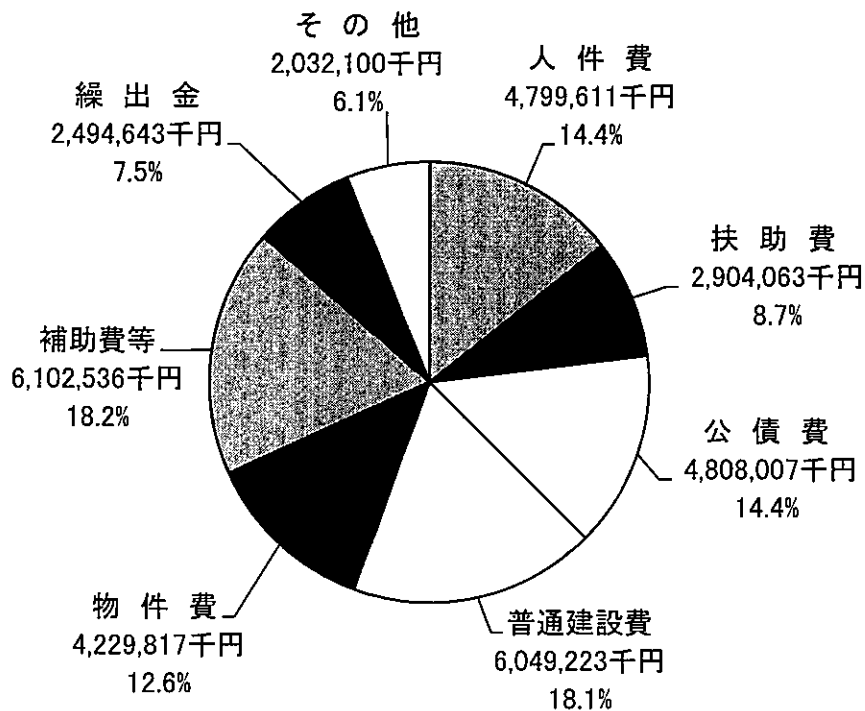


税目	予算額 (千円)
個人市民税	2,185,954
法人市民税	403,933
固定資産税	3,771,401
軽自動車税	132,759
市たばこ税	254,200
入湯税	12,150
計	6,760,397

(2) 歳 出

区 分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)
1. 議 会 費	283,286	5,226	0.8
2. 総 務 費	3,732,176	68,847	11.2
3. 民 生 費	8,539,136	157,520	25.5
4. 衛 生 費	2,496,203	46,047	7.5
5. 労 働 費	67,446	1,244	0.2
6. 農 林 水 産 業 費	1,428,293	26,347	4.3
7. 商 工 費	1,680,745	31,004	5.0
8. 土 木 費	5,265,114	97,124	15.8
9. 消 防 費	1,271,626	23,457	3.8
10. 教 育 費	3,585,411	66,139	10.7
11. 災 害 復 旧 費	118,900	2,193	0.4
12. 公 債 費	4,808,007	88,692	14.4
13. 諸 支 出 金	93,657	1,728	0.3
14. 予 備 費	50,000	922	0.1
歳 出 合 計	33,420,000	616,491	100.0

平成26年度 一般会計予算 性質別歳出の内訳



性質別歳出の内訳

区 分	予算額(千円)
人 件 費	4,799,611
扶 助 費	2,904,063
公 債 費	4,808,007
普通建設費	6,049,223
物 件 費	4,229,817
補助費等	6,102,536
繰 出 金	2,494,643
そ の 他	2,032,100
計	33,420,000

### 3. 市税予算の推移(当初)

#### (1) 市税(一般会計)

税目		区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
市民税	個人	均等割(現年度分)	87,600	1.3	86,200	1.3	100,515	1.5	116.6
		所得割(現年度分)	2,192,100	32.1	2,233,900	32.9	2,075,439	30.7	92.9
		小計	2,279,700	33.4	2,320,100	34.2	2,175,954	34.2	93.8
		滞納繰越分	10,000	0.1	10,000	0.2	10,000	0.2	100.0
	法人	均等割(現年度分)	169,500	2.5	169,300	2.5	170,763	2.5	100.9
		法人税割(現年度分)	239,600	3.5	142,200	2.1	232,870	3.4	163.8
		小計	409,100	6.0	311,500	4.6	403,633	6.0	129.6
	滞納繰越分	300	0.0	300	0.0	300	0.0	100.0	
固定資産税	純固定	土地	877,059	12.8	891,470	13.1	895,074	13.2	100.4
		家屋	1,593,339	23.3	1,544,160	22.7	1,570,928	23.2	101.7
		償却資産	1,161,802	17.0	1,175,370	17.3	1,165,498	17.2	99.2
		小計	3,632,200	53.1	3,611,000	53.1	3,631,500	53.7	100.6
		滞納繰越分	20,000	0.3	20,000	0.3	20,000	0.3	100.0
	国有資産等所在市町村交付金	130,447	1.9	125,215	1.8	119,901	1.8	95.8	
軽自動車税	現年度分	130,000	1.9	131,000	1.9	132,359	2.0	101.0	
	滞納繰越分	400	0.0	400	0.0	400	0.0	100.0	
市たばこ税		209,250	3.1	254,255	3.7	254,200	3.8	100.0	
入湯税		10,377	0.2	12,000	0.2	12,150	0.2	101.3	
市税合計			6,831,774	100.0	6,795,770	100.0	6,760,397	100.0	99.5

#### (2) 国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)

税目		区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
国民健康保険税	一般医療(現年度分)		765,370	59.1	880,863	60.7	834,832	61.5	94.8
	一般後期高齢(現年度分)		206,627	16.0	242,357	16.7	229,564	16.9	94.7
	一般介護(現年度分)		68,440	5.3	83,094	5.7	78,271	5.8	94.2
	退職医療(現年度分)		141,817	10.9	133,047	9.2	120,413	8.9	90.5
	退職後期高齢(現年度分)		37,984	2.9	36,915	2.5	33,120	2.4	89.7
	退職介護(現年度分)		43,808	3.4	39,853	2.8	30,612	2.2	76.8
	小計		1,264,046	97.6	1,416,129	97.6	1,326,812	97.7	93.7
	滞納繰越分		30,883	2.4	34,866	2.4	31,151	2.3	89.3
	計		1,294,929	100.0	1,450,995	100.0	1,357,963	100.0	93.6

## 4. 市税収納状況

(1) 市税収納率（一般会計）

（単位：千円、％）

税目	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)
市 民 税	2,190,169	2,170,989	0	2,333,301	2,310,779	0	2,305,013	2,286,208	0
法人市民税	1,690,093	1,688,402	0	363,528	351,779	0	424,976	423,464	0
小計	3,880,262	3,859,391	0	2,696,829	2,662,558	0	2,729,989	2,709,672	0
純固定資産税	3,922,137	3,875,181	0	3,688,404	3,644,337	0	3,679,582	3,634,771	0
国有資産等所在 市町村交付金	136,864	136,864	0	130,448	130,448	0	125,216	125,216	0
小計	4,059,001	4,012,045	0	3,818,852	3,774,785	0	3,804,798	3,759,987	0
軽自動車税	130,235	128,958	0	130,961	129,620	0	132,482	130,975	0
市たばこ税	242,511	242,511	0	241,266	241,266	0	272,029	272,029	0
入湯税	12,273	12,273	0	11,782	11,782	0	12,334	12,334	0
現年度課税分計	8,324,282	8,255,178	0	6,899,690	6,820,011	0	6,951,632	6,884,997	0
個人市民税	82,440	13,283	3,251	82,678	11,891	3,722	86,737	16,115	5,247
法人市民税	6,426	681	185	7,252	512	173	18,316	2,689	50
固定資産税	180,844	21,119	11,620	195,060	27,692	17,511	193,929	21,678	12,277
軽自動車税	3,288	709	184	3,672	831	131	4,051	800	236
計	272,998	35,792	15,240	288,662	40,926	21,537	303,033	41,282	17,810
一般市税 合計	8,597,280	8,290,970	15,240	7,188,352	6,860,937	21,537	7,254,665	6,926,279	17,810

(2) 国民健康保険税収納率（国民健康保険事業特別会計）

国民 健康 保険 税	現年度課税分	1,221,460	1,177,160	0	96.4	1,378,559	1,332,589	0	96.7	1,451,821	1,402,368	0	96.6
	滞納繰越分	158,130	28,947	2,407	18.6	169,599	26,812	8,087	16.6	178,487	30,007	13,142	18.1
	計	1,379,590	1,206,107	2,407	87.6	1,548,158	1,359,401	8,087	88.3	1,630,308	1,432,375	13,142	88.6

(3) 督促状・催告書発送状況

期別	督促状発送件数	
	平成24年度	平成25年度
1期	1,958	1,867
2期	1,224	1,167
3期	1,045	1,083
4期	1,061	1,064
5期	1,074	1,096
6期	1,000	994
7期	1,029	1,046
8期	1,071	1,045
9期	1,100	1,098
10期	873	881
随期	22	15
計	11,457	11,356

月	催告書発送件数	
	平成24年度	平成25年度
4月	1,006	863
8月	1,490	1,243
11月	1,218	1,116
計	3,714	3,222

(4) 県民税徴収取扱委託金の推移

(単位:千円)

年 度	(納税義務者の数)×3,000円		その他取扱費 (還付充当金他)	平成18年度以前の 年度分の 県民税に対する分	委託金額 合計
				徴収取扱額分 (県民税額×7%)	
平成21年度	(30,198)	109,696	2,014	148	111,858
平成22年度	(29,444)	100,704	1,587	97	102,388
平成23年度	(29,145)	91,415	2,035	103	93,553
平成24年度	(29,589)	89,490	1,940	96	91,526
平成25年度	(29,376)	88,459	2,273	41	90,773

\*H21・H22は3,300円

(5) 口座振替納付の推移

(単位:件、%)

年 度	納税通知書 件数	口座振替 依頼件数	口座振替率
平成22年度	35,980	26,750	74.3
平成23年度	35,826	26,759	74.7
平成24年度	35,850	26,812	74.8
平成25年度	35,664	26,722	74.9
平成26年度	35,285	26,355	74.7

各年度当初賦課、納税通知書にかかる件数とする。



## 5. 滞納整理の状況

### (1) 滞納処分の執行停止状況

(単位:円、件)

税目	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
個人市民税		7,863,400	68	3,203,700	35	2,360,606	30
法人市民税		365,000	6	718,000	6	8,000,630	3
固定資産税		13,482,180	122	10,292,516	66	8,710,119	56
軽自動車税		371,200	50	128,300	22	91,200	13
国民健康保険税		11,572,542	123	5,773,204	52	6,203,379	57
計		33,654,322	369	20,115,720	181	25,365,934	159

\*個人市民税額は県民税を含む。

### (2) 不納欠損の推移

(単位:円、件)

税目	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数
個人市民税		3,251,833	57	3,722,633	70	5,247,116	103
法人市民税		185,000	3	173,000	2	50,000	1
固定資産税		11,619,600	80	17,511,124	80	12,276,673	136
軽自動車税		184,100	33	131,000	21	236,600	44
国民健康保険税		2,407,400	37	8,087,158	66	13,142,493	117
計		17,647,933	210	29,624,915	239	30,952,882	401

6. 平成26年度 市・県民税課税状況 (当初)

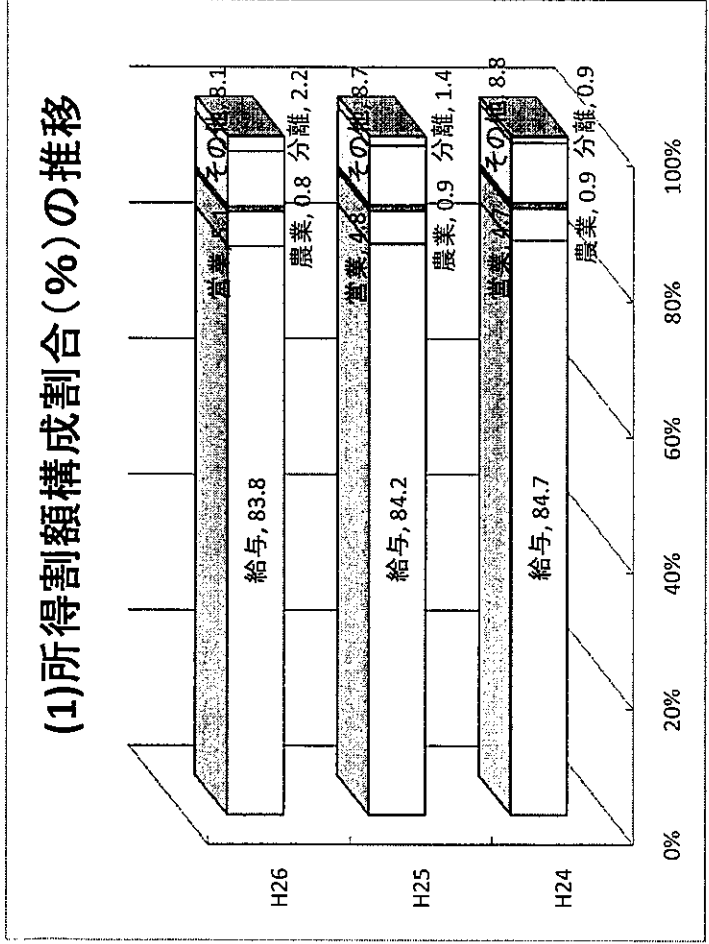
区 分	金額(千円)
所得額	
総所得金額	63,061,438
山林所得	-
分離譲渡所得	291,546
株式等譲渡所得	381,398
上場株式等配当所得	31,622
先物取引に係る雑所得	28,102
合計(A)	63,794,106
所得控除額	
雑損控除	1,887
医療費控除	581,058
社会保険料控除	11,659,570
小規模企業共済掛金控除	192,838
生命保険料控除	987,253
地震保険料控除	99,190
障害者控除	455,160
寡婦控除	116,660
寡夫控除	16,640
配偶者控除	1,163,540
配偶者特別控除	187,890
扶養控除	2,587,660
同居特別障害加算分	78,430
勤労学生	260
基礎控除	8,325,240
合計(B)	26,453,276
課税所得金額(A)-(B)	37,340,830

区 分	金額(千円)	
税額控除額		
調整控除	57,309	
配当控除	1,642	
住宅借入金等特別税額控除	11,412	
寄付金税額控除	633	
外国税額控除	-	
合計	70,996	
税額調整額	549	
配当割額の控除額	2,484	
株式等譲渡所得割額の控除額	3,605	
区 分	納税義務者数	税 額(千円)
市民税		
均等割	29,045	101,657
所得割	25,196	2,135,336
計①		2,236,993
県民税		
均等割	29,045	58,090
所得割	25,186	1,423,086
計②		1,481,176
課税額計①+②		3,718,169
市・県民税負担割合	市 民 税	60.2%
	県 民 税	39.8%
①のうち給与特徴でH27年度の収入となる額		264,491
=③ (市民税)		
給与特徴でH25年度分からH26年度の収入となる額		251,937
=④ (市民税)		
差引調定額(市民税)	①-③+④	2,224,439

## 7. 平成26年度業種別、個人市民税所得割に関する調 (課税状況調より)

区分	納税義務者 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控除額等 (千円)	所得割額 (千円)	平均税率 (%)
給与所得者	19,305	51,973,628	21,175,310	30,798,318	1,847,118	54,829	1,790,281	6.0
営業等所得者	944	2,987,436	1,120,700	1,866,736	111,967	2,821	109,047	6.0
農業所得者	282	599,620	299,822	299,798	17,977	875	17,091	6.0
その他所得者	4,439	6,671,387	3,553,213	3,118,174	186,911	11,689	174,224	6.0
小計	24,970	62,232,071	26,149,045	36,083,026	2,163,973	70,214	2,090,643	6.0
分離所得者	258	829,367	304,231	1,257,804	50,422	782	46,118	4.0
合計	25,228	63,061,438	26,453,276	37,340,830	2,214,395	70,996	2,136,761	5.9

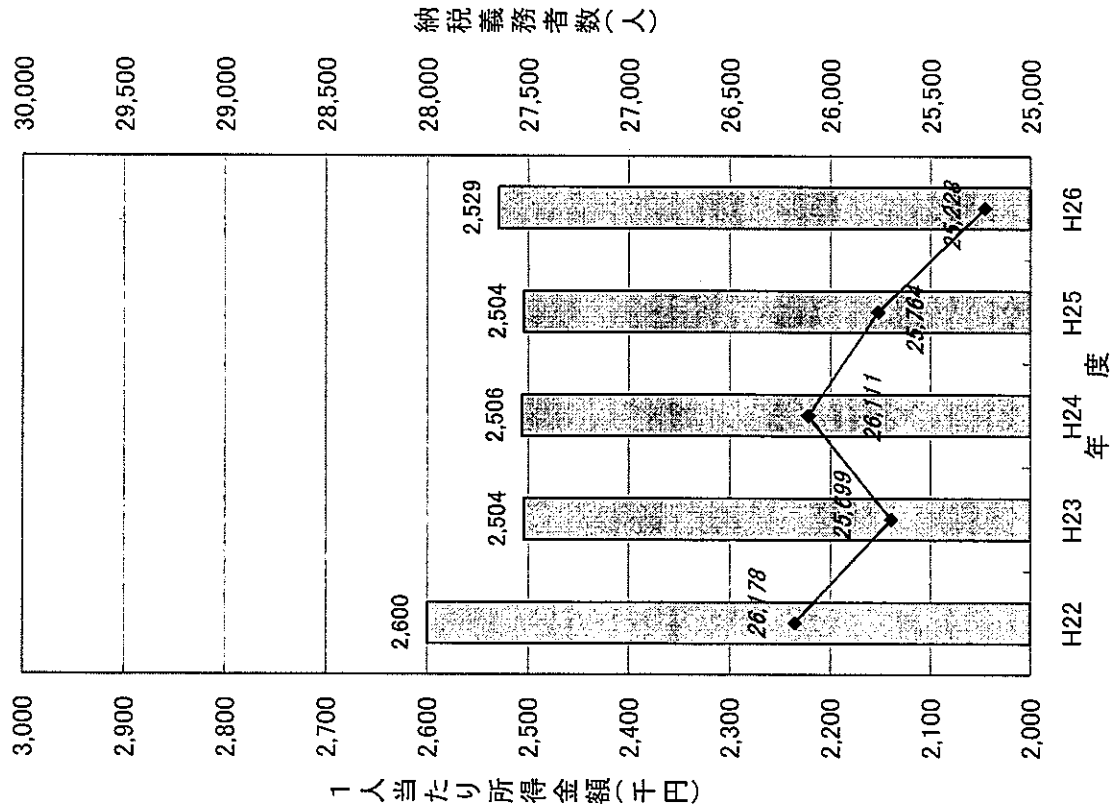
(1)所得割額の構成割合(%)の推移



区分	所得割額 (千円、%)			備考
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
給与所得者	1,891,145 84.7	1,831,339 84.2	1,790,281 83.8	
営業等所得者	104,196 4.7	104,470 4.8	109,047 5.1	
農業所得者	19,817 0.9	20,006 0.9	17,091 0.8	
その他所得者	196,823 8.8	188,179 8.7	174,224 8.1	
分離所得者	20,954 0.9	30,799 1.4	46,118 2.2	
合計	2,232,935 100.0	2,174,793 100.0	2,136,761 100.0	

下段は、構成割合

(2) 1人当たり所得金額と納税義務者数の推移



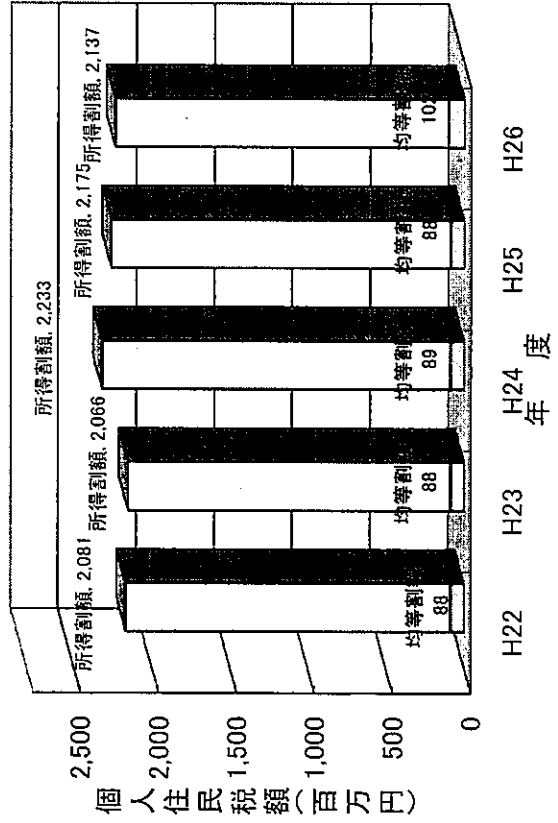
(2) 1人当たり所得金額と納税義務者数の推移

年度	個人住民税 1人当たり所得 金額(千円)	納税義務者数 (人)	1人当たり所得 割額(円)
平成22年度	2,600	26,178	79,498
平成23年度	2,504	25,699	80,395
平成24年度	2,506	26,111	85,517
平成25年度	2,504	25,764	84,412
平成26年度	2,529	25,228	84,698

(3) 個人住民税額の推移

年度	個人住民税 均等割額	所得割額	計(百万円)
平成22年度	88	2,081	2,169
平成23年度	88	2,066	2,154
平成24年度	89	2,233	2,322
平成25年度	88	2,175	2,263
平成26年度	102	2,137	2,239

(3) 個人住民税額の推移



8. 法人市民税調定額の推移 (最終調定額) (金額単位;千円)

年度	事業所数	現年度分		過年度分		合計		
		均等割	法人税割	均等割	法人税割	均等割	法人税割	
平成22年度	1,210	173,961	217,696	3,371	17,937	177,332	235,633	412,965
平成23年度	1,199	170,476	1,507,432	563	11,622	171,039	1,519,054	1,690,093
平成24年度(A)	1,164	180,087	168,381	1,121	13,939	181,208	182,320	363,528
平成25年度(B)	1,184	184,713	240,264	8,591	9,675	193,304	249,939	443,243
(B)/(A) %	101.7	102.6	142.7	766.4	69.4	106.7	137.1	121.9

(1)均等割の税率と区分別法人数

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
				法人数 (社)	法人数 (社)	法人数 (社)	法人数 (社)	法人数 (社)	法人数 (社)		
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600	10	10	11	11	11	11	10	10
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	"	2,100	7	7	7	7	8	8	8	8
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492	44	44	41	41	35	35	34	34
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480	10	10	10	10	11	11	10	10
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192	36	36	37	37	38	38	40	40
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180	27	27	27	27	27	27	29	29
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156	289	289	285	285	274	274	271	271
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144	6	6	7	7	7	7	7	7
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60	781	781	774	774	753	753	775	775
計				1,210	1,210	1,199	1,199	1,164	1,164	1,184	1,184

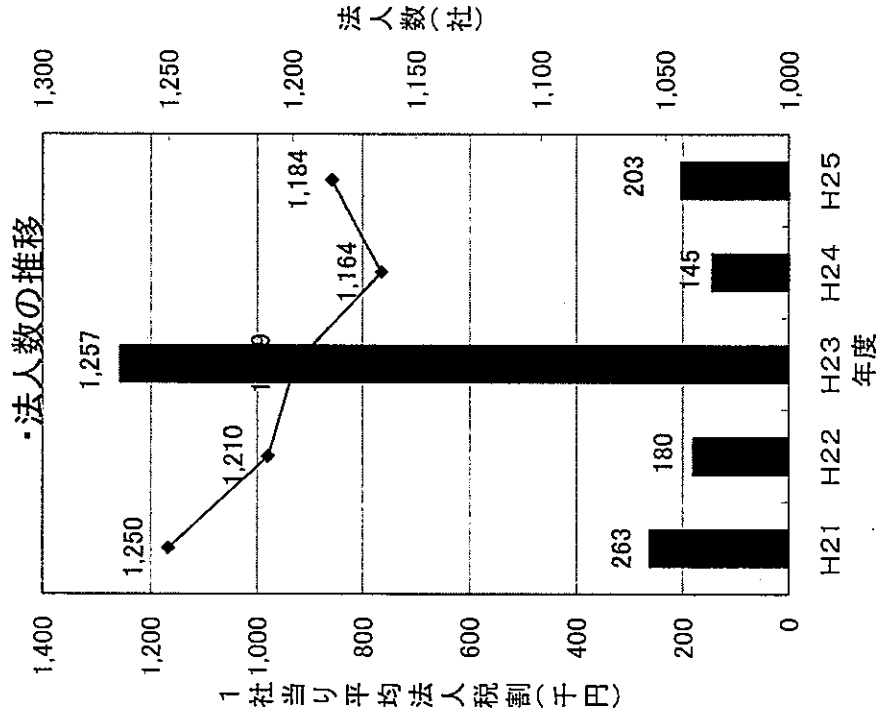
(2)法人税割の税率の推移

		(%)						
平成16年度(合併前)	平成16年度(合併後)	城端	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
14.7	14.7	平	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	14.7
		14.7						

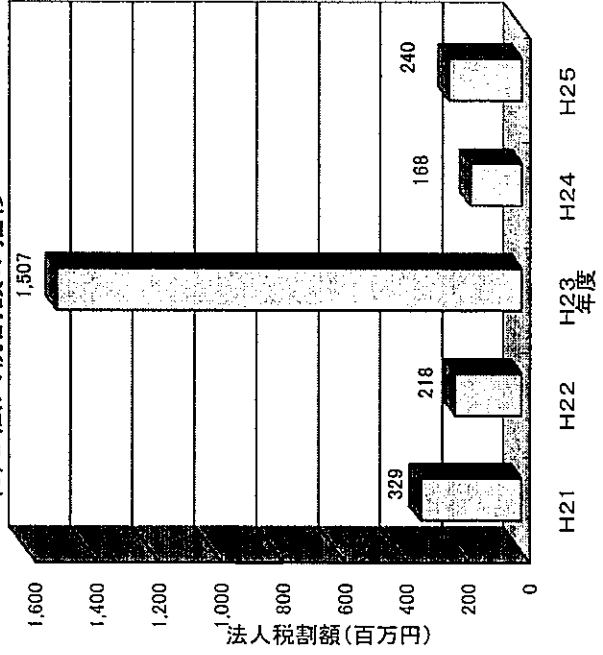
(3)bc 法人税割額(現年分)

	法人税割額 (百万円) a	1社当たり平均 (千円) b	法人数 (社) c
平成21年度	329	263	1,250
平成22年度	218	180	1,210
平成23年度	1,507	1,257	1,199
平成24年度	168	145	1,164
平成25年度	240	203	1,184

(3)bc 1社当たり法人税割額(現年分)



(3) a 法人税割額の推移



## 9. 固定資産税額の推移

### (1) 固定資産税調定額の推移

(単位:千円)

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産税調定額	4,065,623	4,030,490	3,975,998	3,940,129	3,922,107	3,687,799	3,679,018	3,692,965

(現年度課税分で、過年度分、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税額とし、平成26年度は当初調定、他年度は最終調定)

### (2) 税率(%)の推移 (固定資産税額＝課税標準額×税率)

(単位:%)

平成16年度 (旧町村)	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
	1.50	1.70	1.70	1.70	1.45	1.50	1.50	1.55
平成17年度～ (南砺市)	全域							
	1.45							

### (3) 固定資産税課税標準額の推移 (各年度とも当初賦課)

#### イ. 土地 (法定免税点以上のもの)

概要調査より (単位:千円)

年 度 地 目	課 税 標 準 額								
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
田 (介在田含む)	8,003,775	8,111,804	8,037,983	8,038,769	8,030,689	7,972,516	8,024,069	7,990,711	
畑 (介在畑含む)	258,631	257,761	253,015	244,951	243,411	235,766	234,811	234,736	
宅 地	小規模住宅用地	5,642,169	5,638,564	5,500,256	5,371,286	5,229,043	5,091,264	4,975,275	5,015,104
	一般住宅用地	13,576,861	13,803,017	13,769,164	13,793,413	13,700,327	13,609,899	13,536,856	13,896,810
	住宅用地以外の宅地	36,159,693	36,182,773	35,083,016	34,159,662	33,401,375	32,618,717	32,349,050	32,328,228
	計	55,378,723	55,624,354	54,352,436	53,324,361	52,330,745	51,319,880	50,861,181	51,240,142
鉱 泉 地	1,653	1,675	1,696	1,718	1,740	1,761	1,783	1,805	
池 沼	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	
山 林	440,982	438,347	435,877	436,711	438,765	423,114	423,349	423,886	
原 野	49,185	49,115	49,048	49,072	49,062	39,095	39,072	39,112	
雑 種 地	3,495,709	3,568,510	3,670,215	3,514,676	3,513,628	3,184,231	3,322,279	3,289,783	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	67,628,658	68,051,566	66,800,270	65,610,258	64,608,040	63,176,363	62,906,544	63,220,175	

ロ. 家 屋（法定免税点以上のもの）

概要調査より（単位：千円）

家屋の種類		課 税 標 準 額（「木造以外の家屋」については決定価格）								
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
木 造 家 屋	専用住宅 （共同住宅含む）	45,707,544	47,038,662	44,443,098	45,319,081	46,202,297	42,595,515	43,363,922	44,442,855	
	併用住宅	1,861,699	1,885,374	1,757,165	1,807,151	1,829,385	1,693,979	1,694,458	1,695,209	
	農家住宅	692,275	687,147	679,637	676,192	671,655	708,750	702,785	693,253	
	付 属 家	4,299,965	4,360,029	4,210,907	4,254,046	4,284,545	4,064,313	4,115,510	4,142,102	
	事務所・銀行・店舗	588,918	619,596	652,998	681,771	708,662	634,948	635,264	686,422	
	劇 場・病 院	44,811	50,981	45,758	33,652	45,207	39,362	41,253	40,658	
	旅館・料亭・ホテル （公衆浴場含む）	126,173	125,656	129,444	129,444	128,510	123,363	121,911	122,850	
	工 場・倉 庫	440,060	442,898	422,638	419,272	425,610	403,109	406,326	411,725	
	土 蔵	765,223	764,753	751,431	749,965	746,385	731,988	723,847	718,977	
	計	54,526,668	55,975,096	53,093,076	54,070,574	55,042,256	50,995,327	51,805,276	52,954,051	
木 造 以 外 の 家 屋	専用住宅 （共同住宅を含む）	鉄骨鉄筋コン造	33,283	33,283	32,886	32,886	32,886	42,030	42,030	181,913
		鉄筋コン造	2,492,492	2,502,318	2,546,304	2,563,082	2,544,495	2,475,309	2,397,517	2,409,891
		鉄 骨 造	4,267,610	4,341,726	4,175,988	4,277,513	4,323,869	4,928,349	4,928,349	4,976,952
		軽量鉄骨造	2,241,618	2,310,741	2,104,592	2,168,429	2,196,819	1,928,308	1,976,212	1,993,128
		れんが・コンク リートブロック造	184,779	182,619	158,122	156,770	156,313	135,306	133,836	133,508
		小 計	9,219,782	9,370,687	9,017,892	9,198,680	9,254,382	9,509,302	9,477,944	9,695,392
	その他	鉄骨鉄筋コン造	782,542	782,542	750,755	992,390	982,364	530,545	530,545	524,253
		鉄筋コン造	8,208,894	8,103,989	7,910,295	7,758,901	7,748,993	6,751,072	6,740,340	6,766,667
		鉄 骨 造	46,335,355	46,909,618	44,517,457	44,738,969	44,914,798	38,788,736	39,453,221	40,137,834
		軽量鉄骨造	2,919,296	2,932,959	2,712,508	2,720,704	2,669,059	2,327,565	2,332,910	2,358,979
		れんが・コンク リートブロック造	367,000	368,928	347,857	347,345	347,296	309,581	272,005	236,021
		小 計	58,613,087	59,098,036	56,238,872	56,558,309	56,662,510	48,707,499	49,329,021	50,023,754
	計	67,832,869	68,468,723	65,256,764	65,756,989	65,916,892	58,216,801	58,806,965	59,719,146	
	合 計	122,359,537	124,443,819	118,349,840	119,827,563	120,959,148	109,212,128	110,612,241	112,673,197	



[上段は個人分・下段は法人分]

ハ. 償却資産（法定免税点以上のもの）

概要調書より（単位：千円）

年 度 種 類	課 税 標 準 額							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
構 築 物	186,404	390,143	406,898	363,926	312,878	279,416	250,210	265,580
	3,699,020	3,763,182	4,042,328	3,743,487	3,655,972	4,055,495	4,452,209	4,771,149
機 械 及 び 装 置	337,714	324,948	334,507	291,056	269,192	248,471	232,275	255,108
	21,025,953	20,215,348	19,194,337	17,400,063	16,525,038	16,727,144	16,065,398	16,633,712
船 舶	-	-	-	-	-	-	-	-
	299	287	287	287	287	324	323	323
車 両 及 び 運 搬 具	7,953	10,413	8,412	3,514	5,499	8,152	6,139	8,871
	179,307	207,077	195,677	167,407	173,725	205,713	198,042	205,720
工 具 、 器 具 及 び 備 品	116,111	119,947	120,351	115,887	103,527	147,083	133,010	119,989
	4,683,624	4,483,647	4,125,131	3,779,052	3,523,476	3,443,435	3,748,364	3,856,226
計	648,182	845,451	870,168	774,383	691,096	683,122	621,634	649,548
	29,588,203	28,669,541	27,557,760	25,090,296	23,878,498	24,432,111	24,464,336	25,467,130
法第389条 関係	-	-	-	-	-	-	-	-
	62,393,516	58,782,627	63,157,638	62,713,704	62,580,425	59,496,506	57,814,525	55,651,184
合 計	648,182	845,451	870,168	774,383	691,096	683,122	621,634	649,548
	91,981,719	87,452,168	90,715,398	87,804,000	86,458,923	83,928,617	82,278,861	81,118,314

(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移

イ. 国有資産等交付金

(単位：千円)

年 度 区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中部森林管理局	1,301	1,304	1,304	1,303	1,303	1,303	1,230	1,230
北陸財務局	47	47	47	48	48	37	35	34
富山県企業局	145,656	138,967	132,580	128,895	134,689	128,363	123,207	117,893
富 山 県	850	880	825	824	824	745	744	744
合 計	147,854	141,198	134,756	131,070	136,864	130,448	125,216	119,901

ロ. 日本郵政公社有資産納付金

(単位：千円)

年 度 区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日本郵政公社	2,804	純固定～移行						

# 10. 軽自動車税に関する調

(単位:千円)

種類	区分	税率 1台当 (円)	平成22年度 (最終)		平成23年度 (最終)		平成24年度 (最終)		平成25年度 (最終)		平成26年度 (当初)	
			課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原付自動車	原付1種	1,000	3,487	3,487	3,326	3,142	2,972	2,787	2,972	2,787	2,787	2,787
	原付2種 乙	1,200	276	331	304	243	232	200	278	240	240	240
	原付2種 甲	1,600	139	222	245	151	156	185	250	296	296	296
	ミニカー	2,500	32	80	80	35	37	37	92	93	93	93
	小計		3,934	4,121	3,954	3,571	3,397	3,209	3,592	3,416	3,416	3,416
小型特殊自動車及び軽自動車	一般	二輪車 (ボートトラローラ含む)	537	1,289	1,274	534	1,282	548	1,315	557	1,337	1,337
		乗用(営)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四輪車	乗用(自)	11,604	83,549	85,183	12,016	86,515	12,498	89,986	12,650	91,080	91,080
		貨物用(営)	69	207	222	96	288	91	273	90	270	270
	特殊自動車	貨物用(自)	7,582	30,328	29,688	7,342	29,368	7,296	29,184	7,192	28,768	28,768
		農耕用	3,665	5,864	5,718	3,487	5,579	3,420	5,472	3,316	5,305	5,305
	小計	特殊作業用	422	1,983	2,063	457	2,148	469	2,204	495	2,326	2,326
			23,879	123,220	124,149	23,932	125,180	24,322	128,434	24,300	129,086	129,086
	二輪の小型自動車		525	2,100	2,132	533	2,132	527	2,108	530	2,120	2,120
			28,338	129,441	130,236	28,036	131,075	28,246	134,134	28,039	134,622	134,622
合計												

\*26年度は当初調定、他年度は最終調定

## 11. たばこ税に関する調

(単位:本、円)

種類 年度	旧3級品以外			旧3級品			小計 (A+B)	合計 (A+B)
	売り渡し本数	税率 1,000本 当	税額 (A)	売り渡し 本数	税率 1,000本 当	税額 (B)		
平成21年度	61,653,904	3,298	203,334,571	1,470,700	1,564	2,300,171	205,634,742	205,634,742
平成22年度	3~9月分 40,243,061	3,298	132,721,615	965,980	1,564	1,510,793	134,232,408	206,574,681
	10~2月分 14,600,891	4,618	67,426,910	571,920	2,190	1,252,505	68,679,415	
	手持品課税分 2,757,090	1,320	3,639,344	37,580	626	23,514	3,662,858	
平成23年度	51,622,115	4,618	238,390,916	1,881,260	2,190	4,119,961	242,510,877	242,510,877
平成24年度	51,249,604	4,618	236,670,667	2,098,080	2,190	4,594,797	241,265,464	241,265,464
平成25年度	3月分 4,197,066	4,618	19,382,051	174,840	2,190	382,899	19,764,950	272,028,738
	4~2月分 47,029,514	5,262	247,469,292	1,921,640	2,495	4,794,496	252,263,788	

## 12. 入湯税に関する調

(単位:人、円)

年度	項目	税率 1人1日 当り	課税人数	税額	課税免除 人数	備考
平成21年度		150円	95,948	14,392,200	472,958	
平成22年度		150円	82,276	12,341,400	439,839	
平成23年度		150円	81,818	12,272,700	440,336	H23.4.1 課税免除の特例追加
平成24年度		150円	78,545	11,781,750	437,310	
平成25年度		150円	82,224	12,333,600	427,851	

### 13. 国民健康保険税の概要

(1) 平成26年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算(当初)

(単位:千円)

科目	入		出	
	金額	科目	金額	科目
1. 国民健康保険税	1,357,963	1. 総務	82,834	費
2. 使用料及び手数料	90	2. 保険給付	4,078,414	費
3. 国庫支出金	1,166,578	3. 後期高齢者支	662,825	援金等
4. 療養給付費等交付金	464,957	4. 前期高齢者納	472	付金等
5. 前期高齢者交付金	1,431,462	5. 老人保健拠	54	出金
6. 果支出金	287,321	6. 介護納付	283,506	金
7. 共同事業交付金	678,683	7. 共同事業拠	678,683	出金
8. 財産収入	1,440	8. 保健事業	103,292	費
10. 繰入金	517,667	9. 基金積立	1,440	金
11. 諸収入	31,839	10. 公債	14,650	費
12. 繰越金	30,000	11. 諸支出	31,830	金
歳入合計	5,968,000	12. 予備	30,000	費
		歳出合計	5,968,000	

(2) 国民健康保険税税率の推移

年度	医療分			後期支援分			介護保険分				
	所得割(%)	資産割(%)	均等割1人(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割1人(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割1人(円)	平等割世帯(円)	賦課限度額(円)
平成22年度	6.0	—	26,300	1.40	—	6,600	1.40	—	8,800	4,900	100,000
平成23年度	6.0	—	26,300	1.40	—	6,600	1.40	—	8,800	4,900	120,000
平成24年度	7.0	—	27,800	1.85	—	7,500	1.75	—	10,200	5,500	120,000
平成25年度	7.65	—	29,600	2.10	—	8,200	1.95	—	10,600	6,000	120,000
平成26年度	7.65	—	29,600	2.10	—	8,200	1.95	—	10,600	6,000	140,000

## 14.後期高齢者医療保険料(参考)

### (1)保険料の算出方法

	対象	料率等
所得割額	賦課のもととなる所得金額…注①	8.6%
均等割額	被保険者一人につき	43,800円
賦課限度額		57万円

注①：前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

### (2)保険料の軽減

- (イ)所得割額の軽減
  - ・5割軽減 賦課のもととなる所得金額が58万円以下
  - (ロ)均等割額の軽減

①低所得者への軽減(被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の総所得金額等の合算額で判定)

- ・9割軽減 8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
- ・8.5割軽減 基礎控除額(33万円)以下
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円) + (24万5千円 × 被保険者数) 以下
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円) + (45万円 × 被保険者数) 以下

②被用者保険の被扶養者であった人への軽減(後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人)

- ・所得割額 負担なし
- ・均等割額 9割軽減

### (3)収納状況

区分 科目	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)
	収納率 (B)/(A)-(C)			収納率 (B)/(A)-(C)			収納率 (B)/(A)-(C)		
現年度賦課分	488,015	487,837	0	558,332	558,273	0	561,435	560,563	0
滞納繰越分	1,336	521	0	999	285	1	772	312	0
計	489,351	488,358	0	559,331	558,558	1	562,207	560,875	0
			99.8			99.9			99.9
			39.0			28.6			40.4
			99.8			99.9			99.8

(単位:千円、%)

## 15. 税率一覧表（平成26年度）

### ◎ 市・県民税

#### (1) 均等割

イ 個人住民税 市民税 3,500円(非課税限度額(28.0万円×<sup>注1</sup>家族数+<sup>注2</sup>加算額16.8万円)以下のとき又は、前年度合計所得 125万円以下の障害者、未成年者、寡婦、寡夫

県民税 <sup>注3</sup>2,000円(同上)

注1) 家族数は控除対象配偶者及び扶養家族の数+1

注2) 加算額は控除対象配偶者、扶養家族を有するとき

注3) 県民税均等割のうち500円は「水と緑の森づくり税」

#### ロ 法人住民税

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60

#### (2) 個人・所得割

##### イ 一般申告・総所得にかかる税率

区分 課税総所得金額	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

非課税限度額 ① 35万円×(本人+控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)+<sup>注4</sup>加算額32万円

② 前年度合計所得 125万円以下の障害者、<sup>注5</sup>未成年者、寡婦、寡夫

注4) 加算額は控除対象配偶者、扶養家族を有するとき

注5) 未成年者 H06. 1.3以降に生まれた人

ロ 分離申告・長期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税長期譲渡所得金額(A)	(A)×3.0%	(A)×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 (A)×15%

ハ 分離申告・優良住宅等の造成長期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
特別控除後の譲渡益が 2,000万円以下の部分	×2.4%	×1.6%
〃 2,000万円を超える部分	×3.0%	×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 特別控除後の譲渡益が2,000万円以下の部分 ×10%  
〃 が2,000万円を超える部分 ×15%

ニ 分離申告・短期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得金額	×5.4%	×3.6%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 課税短期譲渡所得金額 ×30%

ホ 調整控除(平成19年度より)

① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の a または b のいずれか少ない額の5%

a, 人的控除額の差の合計額 b, 個人住民税の課税所得金額

② 個人住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5%

※ ただし、この差が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(3) 法人・法人税割

法人税額×14.7%(平成16年11月合併後)

税率改正

法人税額×12.1%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

◎ 固定資産税

固定資産課税標準額×1.45% (平成17年度より)

◎ 軽自動車税

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの 年額 1,000円

ロ 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw  
を超え0.8kw以下のもの 年額 1,200円

ハ 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 年額 1,600円

ニ 三輪以上のもので総排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車	① 二輪のもの(側車付のものを含む)		年額 2,400円
	② 三輪のもの		年額 3,100円
	③ 四輪以上のもの	・乗用のもの 営業用	年額 5,500円
		・ # 自家用	年額 7,200円
		・貨物用のもの 営業用	年額 3,000円
・ # 自家用		年額 4,000円	
	・専ら雪上を走行するもの	年額 2,400円	
ロ 小型特殊自動車	① 農耕作業用自動車及び刈取脱穀作業自動車		年額 1,600円
	② その他のもの		年額 4,700円
(3) 二輪の小型自動車			年額 4,000円

※ 軽自動車は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税され、年度途中の売買などにより名義変更があっても月割り課税や還付を行わない。

◎ 市たばこ税

・ 紙巻たばこ(旧3級品以外)	1,000本あたり	5,262円
・ 紙巻たばこ(旧3級品)	1,000本あたり	2,495円
(エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット等)		

◎ 入湯税

・ 一人一日	150円
--------	------

※ 免税者・12歳未満の者

- ・ 共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者
- ・ 日帰り客で、一人当たりの施設利用料金が1,000円以下のもの
- ・ 学校(大学を除く)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行われるものに参加する児童生徒又は学生

◎ 国民健康保険税

		課税対象	医療分	後期分	介護分
(1)	所得割額	課税総所得金額につき…注①	7.65%	2.10%	1.95%
(2)	均等割額	国保加入者一人につき	29,600円	8,200円	10,600円
(3)	平均割額	国保加入世帯一世帯につき	23,500円	6,400円	6,000円
課税限度額			51万円	16万円	14万円

注①: 前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

※軽減判定用所得金額が定められた基準以下の場合、均等割額、平均割額が軽減されます。

- ・7割軽減 基礎控除額(33万円)以下の世帯
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数および世帯主を除く特定同一世帯所属者数の合算数)以下の世帯
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(35万円×被保険者数および特定同一世帯所属者数の合算数)以下の世帯

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者の資格を喪失した者で、継続して同一の世帯に属する者をいいます。



## 16. 所得等の控除額の一覧表

区 分	所 得 税 平成25年分	住 民 税 平成 26年度
控除の種類		
基礎控除額	380,000 円	330,000 円
配 偶 者 控 除 額	(下記以外) 老人配偶者 (70 才以上) 380,000 円 480,000 円	330,000 円 380,000 円
配偶者特別 控 除 額	配偶者の所得金額により減額控除 最 高 380,000 円 控対配に当たらないとき 38 万 < 配所得 < 40 万 380,000 円 40 万 ≤ 配所得 < 45 万 360,000 円 45 万 ≤ 配所得 < 75 万 38 万 - (配所得 - 38 万) *( )内 5 万単位きざみ端数切捨 75 万 ≤ 配所得 < 76 万 30,000 円  ※平成16年分から配偶者特別控除の上乗せ部分がなくなり、配偶者控除と重複しての控除はできません。	控除最高額 330,000 円 配所得 < 45 万 330,000 円 45 万 ≤ 配所得 < 75 万 36 万 - (配所得 - 40 万) ( )内 5 万単位きざみ端数切捨 75 万 ≤ 配所得 < 76 万 30,000 円  平成17年度から 同 左
扶 養 控 除 額	年少扶養者(16才未満) 0 円  一般扶養親族(16才以上19歳未満及び 23以上70才未満)一人につき 380,000 円 19 才以上～22 才以下の扶養親族 630,000 円 老人扶養親族(70 才以上) 480,000 円 同居老親等 580,000 円  平成23年分より年少扶養者(16才未満)の控除額が廃止となりました。 また、16才から19歳未満が特定扶養控除の上乗せ部分がなくなり、一般扶養者となりました。	0 円  330,000 円 450,000 円 380,000 円 450,000 円  平成24年度から 同 左
雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの 金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い 方の金額  ①の金額－(所得金額の合計額×10%)  ②Aの金額のうち災害関連支出額－ 5 万円	同 左
医療費控除額	(医療費総額－保険金などで補てんされる金額)－(10 万円 又は総所得金額の 5%とのいずれか低い方の金額) 最高限度額 200 万円	同 左
社会保険料 控 除 額	支払った保険料の合計額	同 左

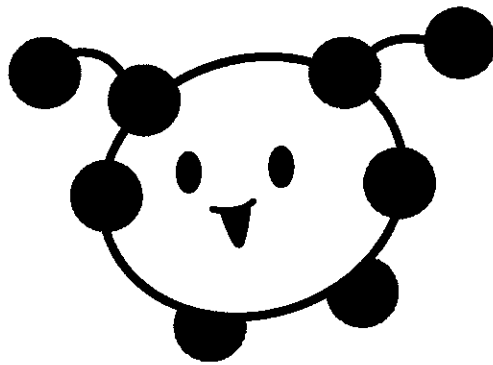
区 分	所 得 税 平成 25 年分	住 民 税 平成 26 年度
生命保険料  控 除 額	<p>① 新契約(H24.1.1以降に契約) 上限12万円            新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 (限度額 各4万円)            20,000円以下…支払い保険料の全額            20,000円～40,000円以下 … 支払い保険料×1/2+10,000円            40,000円～80,000円以下 … 支払い保険料×1/4+20,000円            80,000円超 … 一律 40,000円</p> <p>② 旧契約(H23.12.31以前に契約) 上限10万円            旧生命保険料・旧個人年金保険料 (限度額 各5万円)            25,000円以下…支払い保険料の全額            25,000円～50,000円以下 … 支払い保険料×1/2+12,500円            50,000円～100,000円以下 … 支払い保険料×1/4+25,000円            100,000円超 … 一律 50,000円</p> <p>③ ①新契約と②旧契約の双方に加入し、生命保険料控除を適用する場合            ①に基づき算定した新契約の控除額と、②に基づき算定した旧契約の控除額との合計額(最高、各4万円 上限12万円)</p>	<p>①新契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            介護医療保険料(限度額各 28,000円)            12,000円以下            支払い保険料の全額            12,000円～32,000円以下            支払保険料×1/2+6,000円            32,000円～56,000円以下            支払保険料×1/4+14,000円            56,000円超 一律 28,000円</p> <p>②旧契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            (限度額各 35,000円)            15,000円以下            支払い保険料の全額            15,000円～40,000円以下            支払保険料×1/2+7,500円            40,000円～70,000円以下            支払保険料×1/4+17,500円            70,000円超 一律 35,000円</p> <p>③新・旧契約双方の場合            新契約の控除額と、旧契約の控除額との合計額(各 28,000円 全体の上限7万円)</p>
小規模企業共済 等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額	同 左
地震保険料  控 除 額	損害保険契約等に係る 地震保険料の金額の 合計額 (最高5万円) + ( 長期損害保険契約等に係る 旧長期損害保険料の金額の 支払額 (支払額の金額が 10,000円を超え る場合は支払額×1/2+5,000円) (最高 15,000円) ) (最高限度額 5万円)	地震保険料 支払った地震保険料の 1/2 限度額 25,000円(A) 支払った旧長期損害保険料 限度額 10,000円(B) 5,000円以下 支払額全額 5,000円～15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円以上 10,000円  最高限度額 25,000円(A+B)
障 害 者 控 除 額	障害者一人につき 270,000円 特別障害者一人につき 400,000円 同居扶養親族の 特別障害者加算額一人につき 350,000円	260,000円 300,000円  230,000円
寡婦・夫控除額 勤労学生控除額	270,000円  特定の寡婦(総所得 500万円以下で扶養の子有) 350,000円	260,000円  300,000円

給与所得控除後の給与金額の計算表

収入の範囲	給与所得の金額
給与収入金額=A * { } 内は少数点以下切り捨て	円
A < 651,000	0
651,000 ≤ A < 1,619,000	A - 650,000
1,619,000 ≤ A < 1,620,000	969,000
1,620,000 ≤ A < 1,622,000	970,000
1,622,000 ≤ A < 1,624,000	972,000
1,624,000 ≤ A < 1,628,000	974,000
1,628,000 ≤ A < 1,800,000 [1,628,000 + { (A - 1,628,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 60%	
1,800,000 ≤ A < 3,600,000 [1,800,000 + { (A - 1,800,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 70% - 180,000	
3,600,000 ≤ A < 6,600,000 [3,600,000 + { (A - 3,600,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 80% - 540,000	
6,600,000 ≤ A < 10,000,000	A × 90% - 1,200,000
10,000,000 ≤ A	A × 95% - 1,700,000

公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
1月1日で 65歳未満の方	[公的年金等の収入金額の合計額が700,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	700,001円 から 1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
1月1日で 65歳以上の方	[公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	1,200,001円 から 3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円



南砺市

さきがけて 緑の里から 世界へ

---

市税の概要 平成26年度版

平成26年9月発行

発行者 南砺市総務部 税務課

〒939-1596 南砺市苗島4880

TEL 0763-23-2005

FAX 0763-22-1144

---